

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年3月26日

水 曜 日

号 外

目次

規則

- | | |
|------------------------------------|---|
| ○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則 | 1 |
| ○富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 | 4 |

議会規則

- 富山県議会会議規則の一部を改正する規則 5

告 示

- | | |
|----------------------------|---|
| ○令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数 | |
| ○都市計画事業の事業計画の変更認可 | 6 |
| ○富山県退職消防団員報償規程の一部改正 | 7 |
| ○道路の区域変更 | |
| ○道路の供用開始 | 8 |

人事委員会告示

- 選考の委任についての一部改正
○選考により採用又は昇任させる職の範囲についての一部改正 9

公安委員会告示

- 特定講習の休止
○特定講習の廃止

訓令

- 富山県河川監理員規程の一部を改正する訓令 11

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出

規則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する
規則

(富山県特定調達苦情検討委員会規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 富山県特定調達苦情検討委員会規則（平成26年富山県規則第23号）第3条第4項第2号
- (2) 富山県旅館業法施行規則（昭和33年富山県規則第22号）様式第1号及び様式第1号の3から様式第3号まで
- (3) 富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第108号）別記様式第1号
(富山県消防表彰規則の一部改正)

第2条 富山県消防表彰規則（昭和38年富山県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第3条 富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第6号から様式第7号の2までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(富山県恩給給与規則及び富山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 富山県恩給給与規則（昭和37年富山県規則第42号）第21号様式
- (2) 富山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和54年富山県規則第42号）様式第11号及び様式第20号

(富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則等の一部改正)

第5条 次に掲げる規則の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）様式第4号
- (2) 富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）様式第7号

- (3) 富山県児童福祉法等施行規則（昭和41年富山県規則第55号）様式第50号
- (4) 富山県漁業調整規則（令和 2 年富山県規則第57号）第56条第 1 項
- (5) 富山県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第36号）様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 4 号の 2

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 6 条 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第 7 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

(総 務 課)

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第7号

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）の一部を
次のように改正する。

第24条の2第2号中「就業手当又は」を削る。

第39条第1項中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（
以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第24号による就業
手当に相当する退職手当支給願に、同号ロ」を「第56条の3第1項第1号」に、
「同号ロ」を「同号」に改める。

様式第15号（表）中

就業手当	就職先の事業所	所在地		職種	雇入年月日	雇用期間	支給決定年月日
		名称	TEL		年 月 日		年 月 日

を削る。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県職員等退職手当支給条例施行規則に定める様式

(人事課)

令和7年3月26日

富山県議会議長 武 田 慎 一

富山県議会会議規則の一部を改正する規則

第2条第1項中「出産」の次に「（配偶者の出産を含む。）」を加える。

第 101 条第 1 項中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(議・議事課)

告 示

富山県告示第113号

令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数について

令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項に規定する知事が定める数は、次のとおりとし、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

係数及び指数	数値
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	0.5
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.9782160576066
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	1.01974589138
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9713068855843
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999981668
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.9508173297539
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999952647
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

富山県告示第114号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称
朝日町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
朝日都市計画下水道事業
朝日公共下水道
- 3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

平成 9 年 2 月 7 日から

令和 14 年 3 月 31 日まで

富山県告示第 115 号

富山県退職消防団員報償規程の一部改正について

富山県退職消防団員報償規程（昭和 46 年富山県告示第 1294 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県知事 新 田 八 朗

第 6 条第 1 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（消 防 課）

富山県告示第 116 号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 26 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町利田 303 番から	変更前		最大 11.4 最小 11.4	2.9	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町利田 495 番まで	変更後		最大 23.9 最小 23.9	4.6	

富山県告示第117号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町利田 303番から 中新川郡立山町利田 495番まで	令和7年3月26日	富山土木 センター 立山土木 事務所

富山県人事委員会告示第1号

選考の委任についての一部改正について

選考の委任について（昭和33年富山県人事委員会告示第6号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

第1号ウ中「別表の12、13及び25の職」を「別表の13、14及び26の職」に改める。

(人委・企画・任用課)

富山県人事委員会告示第2号

選考により採用又は昇任させる職の範囲についての一部改正について

選考により採用又は昇任させる職の範囲について（昭和33年富山県人事委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

別表中第25項を第26項とし、第12項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、同表第11項の次に次の1項を加える。

12 保育士

(人委・企画・任用課)

富山県公安委員会告示第22号

特定講習の休止について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項及び指定講習機関の指定等に関する規則（令和4年富山県公安委員会規則第7号）第7条第2項の規定により告示する。

令和7年3月26日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

1 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者氏名

(1) 指定講習機関の名称 学校法人 南砺自動車学校

(2) 指定講習機関の住所 富山県南砺市高宮6480番地

(3) 指定講習機関の代表者氏名 綿貫 雄介

2 休止する特定講習の種別

取消処分者講習

3 休止年月日

令和7年4月1日

4 休止の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県公安委員会告示第23号

特定講習の廃止について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項及び指定講習機関の指定等に関する規則（令和4年富山県公安委員会規則第7号）第7条第2項の規定により告示する。

令和7年3月26日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

1 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者氏名

(1) 指定講習機関の名称 富山県自動車学園 入善自動車学校

(2) 指定講習機関の住所 富山県下新川郡入善町田中 111番地

(3) 指定講習機関の代表者氏名 辻川 徹

2 廃止する特定講習の種別

普通免許に係る初心運転者講習

3 廃止年月日

令和7年4月1日

訓 令

富山県河川監理員規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第 1 号

土木部河川課
土木センター
ダム管理事務所

富山県河川監理員規程の一部を改正する訓令

富山県河川監理員規程（昭和44年富山県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の富山県河川監理員規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（河 川 課）

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) ナフコ高岡店 高岡市米島字背戸向779番2 外

2 店舗を設置する者 株式会社ナフコ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社ナフコ

4 新設の日 令和7年10月29日

5 店舗面積の合計 5,858㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側2箇所／115台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側1箇所／20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側1箇所／200㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南西側1箇所／26.51㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時及び午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 7箇所／建物敷地南側2箇所 駐車場敷地北側2箇所 ほか3

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和7年2月28日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和7年3月26日から令和7年7月28日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

